

移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 私は、龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条第2項の規定による調査、第10条の規定による報告又は立入調査について、茨城県又は龍ヶ崎市から当該調査、報告又は立入調査を求められたときは、それに応じます。
- 2 私は、次に掲げる事由に該当する場合は、要綱第12条の規定に基づき、直ちに移住支援金の全額又は半額を龍ヶ崎市へ返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満の期間に龍ヶ崎市から他の市区町村へ転出した場合：全額
 - (3) (就業の場合)移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) (起業等の場合)「わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業、茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領」の規定に基づく起業支援金の交付の決定を取り消された場合：全額
 - (5) 正当な理由なく、要綱第10条の規定による報告又は立入調査に応じない場合：全額
 - (6) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に龍ヶ崎市から他の市区町村へ転出した場合：半額

以上のことについて、誓約いたします。

申請者 署名

※本人が自署すること。